

産政第2923号
令和5年2月8日

交付決定を受けた事業者 殿

山梨県産業労働部産業政策課長
(公 印 省 略)

実績報告書の提出期限について

このことについて、省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の改正に伴い、交付決定通知に記載した実績報告書の提出期限につきましては、下記のとおり変更しておりますのでご承知おきください。

記

【交付要綱の改正に伴う実績報告書の提出期限の変更】

補助事業を完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は令和6年2月10日のいずれか早い期日までとする。

(参考)

【交付決定通知における実績報告書の提出期限】

補助事業を完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定日の属する年度の2月10日のいずれか早い期日までとする。